

習志野市農業委員会総会議事録

平成28年第1回習志野市農業委員会総会は平成28年1月22日（金）サンロード6階大会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後 1時より

1. 委員の出欠席 17名中 13名出席 欠席 3名
※ 15番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 三代川 正夫	2番 三橋 喜左衛門	3番 三代川 彦博
4番 合間 正秋	5番 立崎 誠一	6番 伊東 壽
7番 三橋 武夫	8番 葛城 芳一	9番 相原 和幸
10番 伊藤 和彦	11番 飯生 良	12番 田久保 征夫
13番 小川 孝雄	14番 荒原 ちえみ	

会 長 廣瀬 博
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 11番 飯生 良 12番 田久保 征夫

1. 議案審議結果

上 程 4件 承認 4件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午後 3時00分

1 議案案件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について
議案第3号 習志野市農業再生協議会委員の推薦について
議案第4号 農地の賃貸借標準金額の設定について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長

平成28年 第1回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。
本年も 宜しく願い申し上げます。

また、年末年始には、農地台帳配布と回収にご協力いただき、
有難うございました。

昨年まで、議案の中で各地区の選挙人名簿の登載申請者数を
確定し選挙管理委員会へ報告していました。

本年につきましては、農業委員会法の改正により選挙人名簿
は無くなりましたが、農地台帳は、市内の農家数や農地についての重要
な基礎資料であり、また農家の方々の証明発行にも必要になります。
今後とも引き継ぎ、農業委員の皆様のご協力お願いいたします。

新年の第1回目の総会ですので私から一言お話したいと思います。

このメンバーでの活動について残された任期は約2年余りとなりました。

農業委員改選に絡み課題も増えてくると思いますが、習志野市の農業委
員会として都市農業の発展の為、より良い知恵を出し合い又、農業経営
のプラスになる様アドバイスしていきましょう。

そしていつもお話していることですが、総会に出席した以上、どんな些細
なことでも結構ですので意見を述べて頂き、活発な総会としたいと思いま
すので協力してください。

発言の際には、必ず挙手して私が指名してから話してください。

携帯電話は電源を切るか、マナーモードをお願いします。

それでは議事にはいります。

本日は、4番 合間 正秋委員 8番 葛城 芳一委員、

10番 伊藤 和彦委員より欠席の連絡を受けております。

よって3名の欠席と1名の欠員を含め17名中13名の出席であります。

よって本日の総会は成立いたしました。

つぎに、議事録署名人について、

「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より
指名させていただきます。

11番 飯生 良委員、12番 田久保 征夫委員、

両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。

本日の議案上程件数は、4件でございます。

それでは、議案第 1号 「農地法第5条の規定による許可申請につい
て」を議案とします。

事務局長は、議案第1号の朗読および説明をお願いします。

事務局	<p>・・・参考資料により詳細説明・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転用計画は許可後着手予定、平成29年6月30日完了予定 ・他法令関係は記載のとおり ・申請理由については、申請地周辺は住宅地が連担し、交通の便も良く立地条件的も事業をおこなうに適しており、土地所有者も体調を壊し農業を続けることが困難な状態である為
議長	<p>事務局、詳細な説明ありがとうございました。</p> <p>それでは、今回の農地法第5条の許可申請に際し、申請者であります、株式会社●●●●●●●●●●●●●●●●より委任を受けております、株式会社●●●●●●の担当者に来ていただいています。</p> <p>現地調査におきましても立会い・説明をしてもらいましたが、農業委員会としては、農地を守る番人として、慎重に審議をしていただくようお願いいたします。</p> <p>それでは事務局、申請者を会場に案内してください。 その間、暫時休憩いたします。</p>
事務局 議長	<p>・・・代理人を会場に案内・・・</p> <p>休憩前に戻り会議を続けます。</p> <p>本日は御忙しい中、農業委員会総会にお越しいただきました。</p> <p>最初に、申請者であります譲受人の株式会社●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●より委任を受けている株式会社●●●●●●の担当者2名がいらしています。</p> <p>それぞれ自己紹介等をお願いします。</p>
代理人 議長	<p>・・・株式会社●●●●●●の担当者 2名より自己紹介 ……</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査の際に概要の説明いただきましたが、総会におきましても、詳しい説明・補足説明などありましたら お願いします。</p> <p>なお、今回の内容につきましては録音し、会議録を作成させていただきますので、ご了解をいただきます。</p>
代理人	<p>設計概要について説明させていただきます。</p> <p>申請地は面積が約●●●●m²です。</p>

	<p>開発区域の北側と南側、両方とも道路に面しています。北側道路がやや高く南側道路が70cm程低いという南傾斜の土地でございます。</p> <p>現地の地形になるべく合わせて大きな切土、盛土は行わないような造成計画を考えております。</p> <p>区域のほぼ真ん中辺に新しい6m道路を1本入れ、その両脇に戸建の住宅地13区画を予定しております。</p> <p>今回設置します、公共施設としましては、新しく作る道路の中に雨水と汚水の合流管を1本新設します。</p> <p>あと、各宅地に降りました雨水については各宅地ごとに雨水浸透柵を設けまして、そこで浸透貯留させた後、オーバーフロー分のみを新設の合流管に放流。</p> <p>汚水につきましては、直接合流管へ放流する予定でございます。</p> <p>開発区域の周辺については重量ブロックを積み、宅地に降った雨水がお隣に直接流れ出ないように、すべてが道路内の合流管に流れ込むような計画にしております。</p> <p>新しく作ります道路は完成後、市に帰属予定です。北側の道路、南側の道路とも市の指導で拡幅整備して完了後、市へ帰属の予定です。</p> <p>概略については以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今、概略について、ご説明いただきましたが、質問がありましたら、挙手願います</p>
立崎委員	<p>立崎委員どうぞ。</p>
立崎委員	<p>農業委員をやっていながら認識不足で大変申し訳ないのですが、5条というのは、主にもどのような規制があるのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局長	<p>……農地法第4条と第5条の転用について説明……</p> <p>……市街化区域と調整区域の転用について説明……</p> <p>今回の案件につきましては、所有者が業者さんに所有権移転を伴う行為があります。売って、そのあとに建物を建てる行為、転用があるのが第5条です。</p> <p>第4条は自分の土地に自分の家を建てるとか自分でアパートを建てる転用とかの違いです。</p>
議 長	<p>立崎委員いかがですか。</p> <p>●●さんがこれから農業を続けられないという理由がないと売買はできないのでは。</p>

議 長	そのとおりですが、事務局長
事務局長	<p>現在もそうですが、2、3年前から耕作できなくてハウスがあったのですが、そこが耕作放棄地状態で、お父さんが亡くなられてから耕作する方がいなくて、今回農地台帳配布のときに●●さんの台帳を確認したところ、今回申請しようとする農地のみしかありませんでした。</p> <p>●●●●㎡とかなり広い農地で、一時期、借り手を探したこともありましたが、受ける方がいませんでした。</p> <p>農地というのは、あくまでも所有者の権利もございませぬ。それで売却したいというような事でもございませぬ。</p> <p>この土地ですが、開発できる、できないという事がありますが、一般的に甲種、第1種などの優良農地につきましては、開発行為はほぼ不可能です。</p> <p>立地条件によっては上水道、下水道、ガス管など通っていて周辺が開発された場合には、第3種農地ということで許可できるというような取扱いになっています。</p> <p>農地にしても本当の一団の優良農地は開発できないですが、比較的住宅地に隣接したものについては第3種農地ということで、比較的許可基準は厳しくないというのが現実でございませぬ。</p>
議 長	事務局長ありがとうございました。立崎委員いかがですか。どうぞ。
立崎委員	譲渡する場合、何らかの理由がないとそれは通用しないと思ひますが。
議 長	そうですね。
立崎委員	その他に何か主だった理由はあるのですか。
事務局長	<p>まず農地売買というのは、農家同士の売買というのが農地法第3条でできるのですが、あくまでも耕作要件等ということがございませぬ。</p> <p>ただ、今回の農地法第5条については、開発を伴う転用という事で、業者との間に於いて契約をするというように聞いております。</p>
立崎委員	あまり理由は言わないんですね。
事務局長	そうですね。
議 長	<p>理由は言わないんですね。そうですねじゃないんです。</p> <p>農地を売買する場合は、いくら自分の農地であっても、市街化調整区域か市街化かということで必ず農業委員会に許可申請なり、届出が必要</p>

	<p>なのですが、届出だけで良いものと、総会で審議して県に進達するものとあります。</p> <p>我々は農地の守る番人ですから、あくまでも農業を続けてほしいと気持ちがありますので当然、体調をくずしていて続けられないとか、そのようなやり取りが事前にあります。税金は払っているんだけど最終的には農業委員会に話を通して下さいということをお願いをしています。</p>
議 長	立崎委員どうぞ。
立崎委員	先程、繁華街に近い所とそうでない所の違いという事の説明があったのですが、ここはかなり繁華街に近い所ですか。どうなのでしょう。
議 長	申請理由に書かれていますが、事務局長お願いします。
事務局長	<p>ここは調整区域ではありますが、比較的住宅地に隣接しているということで農業委員会としては、農地を守る立場ではございますが、住宅に囲まれているそのような場所につきましては第3種農地として許可をできるということになります。</p> <p>一団の優良農地の場所に建売分譲というお話は中々ハードルが高いのですが、こちらにつきましては、生活上のライフラインがあるとかがそういった所に位置していますし、比較的駅にも近いという立地的条件がございますので、第3種農地という立地基準で原則許可の農地扱いとして県に進達するものです。</p>
議 長	今の事務局長から申請理由の詳細説明がありましたか理解していただけましたか。
立崎委員	<p>何かもう決まってしまうような感じを受けますが。</p> <p>その決めたことに対して認めるか認めないかという事ですね。</p>
議 長	<p>そうですね。</p> <p>最終的には、所有者さんが体調をくずしていて、納税猶予も切れて4年程経過している。実際に現地を見ると耕作放棄状態でしたので、いたしかたないと感じました。そのようなことで皆さんにお諮りしております。</p> <p>他に質問があればお願いします。</p> <p>相原委員どうぞ。</p>
相原委員	現地調査でも質問したんですが、あの草がひきつめられているような相当の量があったりどうされるのですか。

代理人	<p>表面に生えている草は一応草刈りをして、産業廃棄物として1回は運びだします。</p> <p>下に残った土に関しては、大きな木の根とかでないので攪拌してしまえば、建てる物は一戸建て住宅ですので、影響はないかなとは思っていますが、実際に掘削した状況であまりにも腐葉土部分が多ければその時点で若干入れ替えを考えるかも知れませんが、現時点ではあのまま使おうと思っています。</p>
議 長	<p>現地調査でも、切土、盛土の関係のお話がありましたが、建物を建てるには基礎をつくる為穴を掘って出た土を低い方に持っていくという説明があったかと思われませんが、そうでしたね。</p>
代理人	<p>はい。</p>
議 長	<p>相原委員よろしいですか。</p>
相原委員	<p>はい、いいです。</p>
議 長	<p>他に質問があればお願いします。 荒原委員どうぞ。</p>
荒原委員	<p>2点あるんですが。</p> <p>1点は、隣が畑という事もあって陽の問題ですが、高さの制限が実際に建てた時に2階建てとか制限があるのかということ。</p> <p>2点目は、道幅をさげて6mにしたという事ですが、全部が6mになっていない場合救急者とか消防車とかが入っていけるのかという事が心配なんですけどどうでしょうか。</p>
議 長	<p>どうですか。</p>
代理人	<p>一応車両に関しては、確かに広くはないですが、4m以上の区間で繋がっていますので車両はなんとか入ってもらえるというように考えております。</p> <p>今回、開発区域に直接接している部分の道路に関しては市の指導で拵げたのですがそれ以外については対象にできないので、拵げられないという事になっています。</p> <p>建築物の高さに関しては、今、正確な数字と用途が記憶になくて、申し訳ないのですが普通の戸建ての2階建て住宅に多分制限されるという用途扱いになると思いますので、原則10m、いわゆる2階建ての住宅という事で制限されると記憶してます。</p>
議 長	<p>今、隣接する畑は一件だけでしたよね。</p> <p>こういう世の中ですから、いつ救急車が入ってくるかわかりませんのでおそらく設計の方達はその辺は考えて進めているとは思いますがどうでしょう。</p>

代理人	仕様どおり協議していますので、救急車ちょっと大きめの消防車両は確かに狭いけれど何とか入ってこれるという協議をしております、消火栓も一基設置するということで計画していますので、十分に広いとは言えないまでも何とかかなかなという協議にはなっています。
議 長	荒原委員どうですか。
三橋喜左衛門 委員	よろしいですか。
議 長	三橋喜左衛門委員どうぞ。
三橋喜左衛門 委員	現地調査でも言ったのですが、雨が降ると畑だと地下に吸うんですが、家が建つと吸わないので、雨水が溜まらないような工夫してほしいと思うんですが。
議 長	あくまでも隣が農地なので、農家の方には迷惑をかけないようにしてほしいと、それと同時に災害が起きた時に想定外のことだと言わないようにきちんと考えてほしいという事です。
三橋喜左衛門 委員	はい。
議 長	立崎委員何かありますか。
立崎委員	農地を守らなければいけないということとね、こういう形で農地が手放されていくという状態と、非常に矛盾していると思うんです。 特に都市部における農地の問題だとか、こういう形でどんどん開発が行なわれて行くと農地がなくなっていくますよね。これに似たようなケースはたくさんあるのですか。
事務局長	地図を見ていただくと●●●●丁目につきましては、今回のケースだけでなく過去から何件も申請がございます。この地域は調整区域で農地法の許可があれば、建売できるという事なのでもう少し先のほうにも最近かなり多くなっています。 この辺につきましても農地法の許可基準に準じまして、県の方で許可をおろしていただいて許可がおりております。 ここより少し離れた所がかなり開発されているというのが実情でございます。 また、その中に農地が残っているというのも実情です。
議 長	割合とすれば9対1くらいの感じですよ。

<p>事務局長</p>	<p>専門的になってしまいますが、調整区域の中でも農用地に指定されていますと転用はほぼ不可能に近いです。</p> <p>ここは農用地という農業振興地域の農地から多少外れております。外れているというかかかっておりません。ですから転用は条件により可能でございます。</p> <p>ただ、その中で進入路がなかったり、ガス管、水道管など通らないような場所につきましては転用というのは条件的には無理というところがございます。</p> <p>●●●の●●●の後ろあたりはかなり開発が進んでおります。</p>
<p>議長</p>	<p>立崎委員どうぞ。</p>
<p>立崎委員</p>	<p>すでに、所有者と業者の間で売買は済んでいる訳ですよ。これはちょっと進め方が逆なのではないかなと思うんですが。その前に実際にはここで諮って決めた状態だと思うのですが。もう売り買いが終わってしまっていますよという感じで審議してもあまり意味がないように思うのですが。</p>
<p>事務局長</p>	<p>契約につきましては、農地の場合は許可条件として、農地法第5条の許可が出て初めて契約が成立します。</p>
<p>議長</p>	<p>総会で審議して皆さんの了解をもらって千葉県知事に進達して許可をもらって初めて売買契約が成立して進行していくという流れになっているので、すべて終わってからの審議ではないです。設計の段階です。</p>
<p>飯生良委員</p>	<p>この書類は(案)なんです。ここで結果が出ないと成立しないんです。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、株式会社●●●●●●さん。</p>
<p>代理人</p>	<p>実際に土地の売買をする時に所有権の移転登記を登記所に届けなければならないのですが、その時に千葉県知事の許可書を添付しなさいということになっています。</p> <p>農地に関しては、勝手に所有権移転が出来ないというきまりがありまして、許可がおりて移転ができるという事になります。</p>
<p>議長</p>	<p>相原委員どうぞ。</p>
<p>相原委員</p>	<p>まとめますが、今回の場合でいくと地権者さんの体調が悪くて、耕作出来ない。でも自分の資産なので活用したいが、周囲の畑に迷惑をかけないように開発するのであれば農業委員会としてはどのような判断をしますかという審議ですよ。</p> <p>開発することで周囲の畑がみんな迷惑するのであれば農業委員会としては許可できないということになると思いますけど。そういうことです。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>あくまでも申請者の意向を尊重して進めて行く事になります。</p> <p>特に質問がないようでしたら、終わりにしたいと思います。</p> <p>関係者の皆様ありがとうございました。</p> <p>他にご意見・ご質問等が無いので退席を求めます。</p> <p>その間、暫時休憩といたします。</p> <p>……関係者 会場から退席……</p>
<p>議 長</p>	<p>休憩前に戻り、会議を続けます。</p> <p>議案第1号の審議に入ります。</p> <p>その他に意見等がありましたらお願いします。</p> <p>ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局、他に補足説明等あればお願いします。</p> <p>特にありません</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>他に意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第1号は許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を附して進達することに決しました。</p> <p>事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達をしてください。</p> <p>続きまして、議案第2号 「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書」について議題とします。</p> <p>事務局は、議案第2号の朗読および説明をお願いします。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について</p>

	<p>平成●●年 ●月●●日付け千葉県 千農 指令 第●●●号一●●から第●●●号一●●で建売分譲として農地法第5条の規定による許可を受けた、習志野市●●●●丁目●●●番、●●●番●の一部、●●●番●の一部、●●●番●、●●●番●、●●●番●の一部、●●●番●、●●●番●の一部及び●●●番●の一部の農地●●●●㎡に係る当初の計画を変更するにあたり、県への送付について審議を求める。</p> <p>変更理由 建売分譲におけるコンセプトの再検討及び計画建物の仕様の見直しに伴い、事業工期期間を変更するものです。</p> <p>申請者 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番地● ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● 株式会社 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●</p> <p>主な変更内容 工期期間 変更前 着工予定26年4月25日 完了予定27年9月30日 変更後 着工予定26年4月25日 完了予定28年9月30日</p>
議長	<p>事務局長、ご苦労様でした。 事務局は、本案件の補足説明など有りますか。</p>
事務局	<p>今回の議案は、工期の変更という事で1年間完了期間を延長するという内容です。計画では●●棟の建築となっていますが、現在の進捗状況につきましてはの完了済の建物が●棟、残りの●棟についてこれから建築していくということになりますので付け加えさせていただきます。</p>
議長	<p>事務局ありがとうございます。 何かご質問ありますか。相原委員どうぞ。</p>
相原委員	<p>もしいただけるのならば、計画変更前平成27年9月30日までに完成するはずだった変更理由でコンセプトの再検討、計画建物の仕様の見直しとありますが、その内容が何がどう変わってどうなるのかという話はいただいているのですか。 完了期間を1年延長して仕様を変えてやりますよという内容について、事務局では把握されているのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局長どうぞ。</p>
事務局長	<p>期間について随分過ぎっていますが、業者には全部完成していない時点で早く計画変更</p>

	<p>を申請してほしい旨指導はしました。その後も何度か指導はしてはりましたが、最近になりまして申請が出てきたということです。</p>
相原委員	<p>その内容は、建築確認の変更がたぶん必要になると思いますので、都市整備部のほうに何らかの書類が出てこないと、今年の9月30日に完成できなくなってしまうと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。</p>
事務局長	<p>業者も許可を受けてやっていたところですが、先程説明しましたとおり、業者には再三計画変更の申請をするよう指導してはりました。</p> <p>そのまま申請をしないしていると信用性の問題もありますし、これからまた建売分譲する場合には信用度が落ちますよというお話はしてはりました。</p> <p>この許可につきましては、県の許可になりますので県の方から指導がある可能性はあるかと思えます。</p> <p>ただ、県がどのように判断するかわかりません。</p>
相原委員	<p>結局、農地を農業委員会で承認して、この開発にはいつているにも関わらず、農地が有効利用されていないという現実がありますから。</p>
事務局長	<p>それともうひとつ最初に申請する時に工期期間を余裕を持って計画して申請してほしいと指導をしています。短期間ですと工期遅れということにもなりかねませんので、もう少し長い期間で計画を立てていただくようにこちらからは指導してはります。</p> <p>それでまた今年の9月30日に終わらないとまたもう一回ということになりますので、もう少し具体的な計画をきちんと立てて期間内に終わるように確実なものにして出してくださいよう指導はしています。</p> <p>ですがこれは、あくまでも申請でいつまでで終わりますといわれてしまうとそれまででございます。その辺は苦しい所でもあります。</p>
議 長	<p>事務局、詳細な説明ありがとうございました。</p> <p>他に何かございますか。はい、立崎委員どうぞ。</p>
立崎委員	<p>8棟については、現在建築中なのか建築済なのかどちらですか。</p>
事務局	<p>8棟については出来上がっています。</p>
議 長	<p>南側の方は、何人かが住んでいますよね。</p>
事務局長	<p>残りの8棟については、順次着工すると聞いてはります。</p>
議 長	<p>はい、わかりました。</p>

	<p>他に意見はありますか。なければ採決に入ります。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、県への送付について賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第2号は許可権者である千葉県知事に意見書を附して送付することに決しました。 農業委員会としてはこのような指導をしましたという意見を附すということがいいですね。</p>
<p>事務局長</p> <p>議長</p>	<p>はい。</p> <p>わかりました。 事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して送付してください。</p>
	<p>続きまして、議案第3号 「習志野市農業再生協議会委員の推薦について」を議案とします。 事務局より、議案の読み上げをお願いします。</p> <p>議案第 3 号</p> <p>習志野市農業再生協議会委員の推薦について</p> <p>平成27年12月22日付け習志野市再生協議会第15号により、習志野市農業再生協議会会長から農業委員会会長あてに、習志野市農業再生協議会の委員の任期が平成28年2月22日をもって満了するため、農業委員会より5名の委員の推薦依頼がありましたので委員の選出を求める。</p> <p>農業再生協議会の目的 認定農業者の育成と支援、新規就農者の育成、耕作放棄地の解消等に取り組むため習志野市農業再生協議会を置く。</p> <p>選出人数 5名</p> <p>委員の任期 平成28年2月23日から平成30年2月22日まで</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長 ご苦労様でした。 只今、事務局長より読上げがありました、</p>

	<p>議案第3号 習志野市農業再生協議会委員の推薦について いかが取り計らいでしょうか、お尋ねいたします。</p>
飯生良委員	<p>そのまま再任していただいてよろしいのではないですか。</p>
議 長	<p>只今、再任でと意見がありましたが、事務局いかがですか。</p>
事務局長	<p>はい、只今再任でとご意見がありましたので、私の方から習志野市農業再生協議会委員ついて説明させていただきます。</p> <p>現委員は、廣瀬会長、飯生職務代理、三橋喜左衛門委員、葛城芳一委員 田久保征夫委員の5名と事務局長で合計6名でございます。</p> <p>任期は2年間となりますので、その辺を考慮していただきご判断していただければと思います。</p>
議 長	<p>何方か、ご意見等のある方は挙手願います。</p> <p>はい、三代川 正夫委員どうぞ。</p>
三代川正夫委員	<p>現委員4名は継続していただいて、葛城委員の後任として どなたかにやっていただくということで、私からは三代川彦博委員を推薦させていただきます。</p>
議 長	<p>只今、三代川正夫委員より、平成29年10月6日に我々農業委員の任期が満了いたしますが、それまでの間、現委員4名には継続して頂きたいのと、葛城 芳一委員の後任として三代川 彦博委員を推薦したらどうかとのご意見でございますが、如何でしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>只今、推薦があり各委員異議なしということですが、三代川 彦博委員、如何でしょうか。</p>
三代川彦博委員	<p>やらせていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>先程、飯生 良委員より現職でというお話がありました。</p> <p>改めて現職の委員の皆様にお伺いいたします。</p> <p>飯生 職務代理 継続していただけますか。</p>

職務代理	はい。
議 長	三橋 喜左衛門委員、継続していただけますか。
三橋喜左衛門 委員	はい。
議 長	田久保 征夫委員、継続していただけますか。
田久保征夫 委員	はい。
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>飯生 正己職務代理、三橋 喜左衛門委員、田久保 征夫委員 三代川 彦博委員、そして私</p> <p>各委員に置かれましては、よろしく願いいたします。</p> <p>よって、「習志野市農業再生協議会委員の推薦について」につきましては、私を含め、現4名の委員より継続して受けて頂ける旨の承認をいただき、新たに三代川 彦博委員引き受けて頂くことで平成29年10月6日までの期間で決めたいと思いますが如何でしょうか。</p> <p>ご異議ない方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第3号の「習志野市農業再生協議会委員の推薦について」につきましては、飯生職務代理・三橋 喜左衛門委員・田久保 征夫委員 三代川 彦博委員と私の5名を農業委員から推薦いたしますので、お忙しいと思いますがよろしく願いいたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地の賃貸借標準金額の設定」について事務局より、議案の朗読ないし議案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号</p> <p>農地の賃貸借標準金額の設定について</p>

	<p>平成21年12月15日施行の改正農地法により、標準小作料制度が廃止され、農地法第52条の規定により、農業委員会が地域における賃借料の目安となるよう賃借料情報を提供することとなっています。</p> <p>賃貸借標準金額はあくまでも参考であり、賃借料は貸し手と借り手の合意のうえ決定していただくこととなります。</p> <p>平成27年の賃貸借標準金額を、農業委員会で定め情報提供を行うものです。</p> <p>10aあたりの賃貸借標準金額</p> <table border="0"> <tr> <td>区 分</td> <td>習志野市全域</td> <td>:</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>標準金額</td> <td>15,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※田については、面積過少につき従来から算出していません。</p> <p><設定理由></p> <p>習志野市におきましては、本来毎年見直しを行うべきですが、締結された賃貸借の事例がほとんど見受けられないため平成21年以降の賃貸借標準金額と同額とし、情報提供を行うものです。</p>	区 分	習志野市全域	:	畑	標準金額	15,000 円		
区 分	習志野市全域	:	畑						
標準金額	15,000 円								
議 長	事務局補足説明があればお願いします。								
事務局	参考といたしまして根拠条文について読み上げます。								
	(農地の情報提供等)								
	農地法第52条								
	農業委員会は、農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、								
	農地の保有及び利用の状況、賃借等の動向その他の農地の情報の収集、整理、								
	分析及び情報収集を行うものとする。								
	今回の賃借料の設定については、習志野市内では、実績がございませんので								
	近隣市の状況を参考に昨年と同額の標準金額15,000円と設定いたしました。								
議 長	事務局ありがとうございました。								
	設定理由にありますように今回のように毎年、見直しを行っております。								
	実績がないので毎年同額で標準金額を決めています。								
事務局長	……補足説明……								
議 長	他に、ご意見・ご質問等が無ければ、審議を打ち切り採決に入ります。								

<p style="text-align: center;">事務局</p> <p style="text-align: center;">議長</p>	<p>議案第4号 農地の賃貸借標準金額の設定につきましては、 原案のとおりに確定して宜しいでしょうか。 賛成の方の同意を求めます。</p> <p>原案のとおり、確定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、議案第4号は確定いたしました。</p> <p>つぎに、報告第1号及び第2号の 「農地転用届出書の受理通知等について」すでに 報告書はご覧いただいていることと思いますが 何かご質問等がございましたら挙手願います。</p> <p>報告事項について、事務局より説明等がありましたら お願いします。</p> <p>特にありません。</p> <p>他にないようでしたら、これをもちまして、 平成28年第1回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>
--	--